地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長都道府県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和2年1月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 Iの3の058(3)⑧エ ii 中「純チタン」を「純チタン又はチタン合金」に改める。
- 2 I の 3 の 130(4) ① T 中「又は「吸収性冠動脈ステント」」を「、「吸収性冠動脈ステント」又は「マウス抗体使用冠動脈ステント」」に改める。
- 3 Iの3の133(23)②を次に改める。

ワイドネック型の頭蓋内動脈瘤(破裂急性期を除く)の親動脈に留置することで、動脈瘤内への血流を遮断し瘤内の血栓形成を促すと同時に、動脈瘤ネック部に新生内膜形成を誘引して動脈瘤の破裂リスクを低減させるフローダイバーターシステム(デリバリーシステムを含む)であること。